

鈴木一幸さんの労働審判第1回期日開催

個人で闘うにはこの制度しかない(鈴木) ↔ 労働審判はやめたい(会社)

鈴木一幸さんが「些細なミスと恣意的な日勤教育（試験）」を口実として新幹線車掌から駅に配転されたことに対して、労働審判に申立を行ったことに対して、会社は「会社の立証の機会と方法が保証されていない」「事件が大きく、労働審判では適正な審理は無理」として、24条第1項を適用し地方裁判所の訴訟に移行してほしいと伝えてきました。

これに対し、鈴木さんは「訴訟を起こすお金と時間がないから労働審判に申し立てた」「立証の機会と方法というが、会社は膨大な資料をすでに持っている」「会社の主張は労働審判制度を否定している」「大きな企業に対して個人としてやれることは、この制度と思った」と反論してきました。

正々堂々と弁護士に反論

この様な中、12月15日、名古屋地方裁判所で労働審判第1回期日が行われました。私たちは鈴木さんを支援すべく、本部淵上委員長、新幹線地本の平山さんを始め15名が集まりました。一方、会社は鈴木さん個人の申立に対し、3人の弁護士を代理人として、15人も東京から来ていました。審判が開かれた部屋では労働審判委員3名と会社側8名に対し鈴木さんは一人で応答してきました。弁護士の嫌らしい質問にも正々堂々と反論を行いました。しかし、労働審判委員の判断により鈴木さんの主張は聞き入れられず、24条が適用されました。

報告集会

その後、開催された報告集会では、「司法改革で生まれた労働審判制度を労働審判委員が否定している」「会社は逃げた」「会社には質問せず、鈴木さんのみに質問したことは、初めから会社の言い分を聞き入れていた結果だ」「結論が出ないのは会社よりの制度だからだ」などの意見が出されました。鈴木さんは「一枚岩で闘ってきた。さらに闘う」と決意を述べました。

労働審判は一つの幕を迎えました。私たちはこれからも、理不尽なことにはあらゆる手段を用いて、進んでいくことを確認して集会を終えました。



